

あま市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成23年5月16日

訓令第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる審議会等)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市が設置する機関
- (2) 専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として個別の要綱等により市が設置する機関。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市の職員のみにより構成されているもの。
 - イ 関係機関の連絡調整を主な活動内容として設置されているもの。
 - ウ 特定の事業を実施するために組織する委員会等

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) あま市情報公開条例（平成22年あま市条例第7号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開（一部非公開を含む。以下同じ。）の決定は、前条に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するときは、原則として当該会議の開催の日前7日までに会議の名称、開催日時、開催場所その他の必要な事項を公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、開催の決定後、速やかに公表するものとする。

(公開の方法等)

第 6 条 審議会等は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、会議を傍聴しようとするもの(以下「傍聴希望者」という。)に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴希望者は、所定の場所で自己の氏名を傍聴受付票に記入しなければならない。

3 傍聴希望者があらかじめ定めた定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができるものとする。

4 審議会等は、公開で行う会議については、会議が公正かつ円滑に行われるよう、別記の遵守事項を傍聴人に示すものとする。

5 傍聴者に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、当該資料の中に非公開情報が記載されている場合又は資料が相当量になる場合については、資料の全部又は一部を配布しないことができる。

(会議録の作成等)

第 7 条 審議会等は、会議の公開又は非公開に関わらず、当該会議終了後、会議の概要及び会議録を作成するものとする。

2 審議会等は、前項の規定により作成した会議の概要、会議録及び配布した会議の資料を公表するものとする。ただし、会議の概要、会議録又は、会議の資料に非公開情報が記録されている場合は、この限りではない。

(公表の方法)

第 8 条 第 5 条及び前条に規定する公表は、市のホームページへの掲載、審議会等の担当課の窓口での閲覧とする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

別記

傍聴に当たっての遵守事項

1	みだりに自席を離れないようにしてください。
2	事務局の指定した場所以外へ立ち入ることはできません。
3	携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
4	許可を得た方以外は、写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はできません。
5	静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6	審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
7	傍聴中、飲食及び喫煙はできません。
8	プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
9	ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。
10	傍聴中の入退席はやむをえない場合を除き慎んでください。
11	銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
12	その他、附属機関等の長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。